(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県新宮市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県岩出市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県岩出市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二十八号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月十七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱（平成十四年経済産業省告示第三百九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十三号」を「第五十一条第一項第十四号」に改める。

第一条の二中「独立行政法人」を「国立研究開発法人」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道9号改築工事（多伎・朝山道路及び朝山・大田道路）（島根県出雲市多伎町久村地内から同市多伎町小田地内まで及び大田市波根町字高原田地内から同市久手町刺鹿字神代地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　島根県出雲市多伎町久村、多伎町多岐及び多伎町小田地内

島根県大田市波根町字高原田、字上河内、字大王寺、字沼谷、字越谷及び字西ノ迫、久手町波根西字近谷奥、字大津、字近谷、字本谷北平、字上ケ、字鏡神、字暮石、字鍋谷、字大師山、字岩山、字岩山後、字堂床、字鹿路、字鉾床、字山谷、字山ノ谷、字竹ノ内及び字神谷並びに久手町刺鹿字涼見、字城ケ谷、字梶屋、字北ノ前、字江谷寺床及び字神代地内

2　使用の部分　島根県出雲市多伎町久村、多伎町多岐及び多伎町小田地内

島根県大田市波根町字高原田、字上河内、字大王寺、字沼谷、字越谷及び字西ノ迫、久手町波根西字近谷奥、字近谷、字上ケ、字暮石、字岩山後、字堂床、字鉾床、字山谷、字山ノ谷、字竹ノ内及び字神谷並びに久手町刺鹿字涼見、字城ケ谷、字梶屋、字北ノ前、字江谷寺床及び字神代地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県出雲市多伎町久村地内の多伎インターチェンジ（仮称）から大田市久手町刺鹿字松ノ前地内の大田インターチェンジ（仮称）までの延長15.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道9号改築工事（多伎・朝山道路及び朝山・大田道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。